第8回鷹栖町農業委員会定例会議事録

2 開閉時間 午後5時開会 午後5時30分閉会

3 開催場所 役場庁舎 3階会議室

4 出席委員 12人

 1番
 小野寺昭一
 2番
 酒井雅憲
 3番
 佐藤美頭雄
 4番
 斉藤哲子

 5番
 開澤克明
 8番
 北村浩光
 9番
 坂上
 修
 10番
 西永和美

 11番
 寺崎秀子
 12番
 安田周司
 13番
 山崎禎彦
 14番
 吉本
 憲

5 欠席委員 6番 松田直人、7番 鈴木英博

6 会議出席 松木事務局長、清野主事

7 傍聴人 無し

8 議事録署名委員 2番 酒井雅憲、3番 佐藤美頭雄

9 議事内容

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 使用貸借の解約の通知について

報告第3号 農業経営改善計画の認定通知について

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農用地利用集積計画の要請について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第4号 鷹栖町農業振興地域整備計画について

10 議事録本紙

議長 これから、第8回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 12 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、2番委員、3番委員にお願いします。

議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事 それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。 相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が 28 番の 1 件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

届出の個所図については、別冊、説明資料の1頁になりますので併せて ご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「使用貸借の解約の通知について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案7頁、8頁をご覧ください。

番号が3番から5番までの3件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案9頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は10頁から13頁になりますのでご覧ください。

8件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約 通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説

明をお願いします。

主事 それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認 について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認に ついて、審議を求めるものです。

議案は15頁から34頁までとなりますのでご覧ください。

番号が17番から67番までの51件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。17 番と 18 番の案件 については<mark>小野寺</mark>委員が、19 番の案件については<mark>鈴木</mark>委員が議事参与の制 限を受ける案件となります。本日ご出席の<mark>小野寺</mark>委員は、審議の際にご退 席をお願いします。

説明は以上です。

1番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 17番と18番の案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

17番と18番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 17番と18番の案件については、認めると決定しました。

1番委員 着席

議長 続きまして、19番から67番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

19番から67番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 19 番から 67 番の案件については、認めると決定しました。

議長
それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認

について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員举手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」 を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案36頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」です。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものです。

議案は37頁から40頁までとなりますのでご覧ください。

番号が12番から17番までの6件です。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の2頁から8頁、調査書が9頁から14頁に載せてありますので併せてご確認願います。

全てあっせん案件です。

それでは、12 番から 17 番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願いします。

1番委員 12番です。

1月17日から1月26日まで、あっせん回数3回で成立しています。 反当134,329円、総額88,926円で成立しています。

1番委員 13番です。

12月6日から1月30日まで、あっせん回数4回で成立しています。 総額1,602,799円で成立しています。

5番委員 14番です。

11月17日から2月14日まで、あっせん回数3回で成立しています。 総額10,800,000円で成立しています。

2番委員 15番です。

11月17日から2月15日まで、あっせん回数5回で成立しています。 総額7,600,000円で成立しています。

2番委員 16番です。

1月12日から2月20日まで、あっせん回数5回で成立しています。 総額1,261,000円で成立しています。

2番委員 17番です。

1月12日から2月20日まで、あっせん回数5回で成立しています。 総額1,652,000円で成立しています。 議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終

わりました。

質疑はございませんか。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終

わりました。

議事参与の案件がありますので、まず17番について審議いたします。

5番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

17番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは17番の案件については、認めると決定しました。

6番委員 着席

議長 続きまして、12番から 16番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

12番から16番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 12 番から 16 番の案件については、認めると決定しまし

た。

議長それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお

願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認

めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」

を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

委員 それでは、議案 42 頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は43頁から54頁までとなりますのでご覧ください。

番号が36番から70番までの35件です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 15 頁から 49 頁、調査書が 50 頁から 84 頁 に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、36番の案件については<mark>小野寺</mark>委員、37番の案件については<mark>西永</mark>委員が議事参与の制限を受ける案件でございます。審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に 36 番、37 番の案件について審議 いたします。

1番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

36番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは36番の案件については、認めると決定しました。

1番委員 着席

議長 続きまして、37番の案件について審議いたします。

10番委員 私の案件ですので、退席します。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

37番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは37番の案件については、認めると決定しました。

10 番委員 着席

議長それでは、残りの案件について、審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長
それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認 めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第4号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 55 頁をご覧ください。

議案第4号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」です。

鷹栖町長より、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更案について、計画の 適否を求められていますので、審議するものです。

議案は56頁となりますのでご覧ください。

番号が5番から6番までの2件ございます。

該当地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途、申請者の住

所、氏名、変更理由については、議案に記載のとおりです。

5番の案件は、農業生産法人の農業従事者駐車場として、6番の案件は、 農業生産法人の納屋の建設に伴う農業振興地域整備計画の変更になりま す。

5番、6番ともに用途区分の変更になります。

計画図面は、説明資料の 85 頁から 86 頁までになり、赤く塗りつぶされている箇所が該当地です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」説明が 終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」認める方は挙手を お願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」は、 認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、3月29日(金)16時30分からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員問題無し。

主事 それでは、3月29日(金)16時30分からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

(別添の資料で説明)

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第8回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。